『ストーカー被害』や『DV被害』
我慢しないで、すぐに相談を！！

「ストーカー」や「DV」は、放置するとエスカレートして、殺人など生命に関わる凶悪事件に発展するおそれがあります。
早めの相談が、早い解決につながります！！





「ストーカー」って・・・？

ストーカー行為とは、
追随して歩く、自宅等への押し掛けや見張り、行動監視の告知、面会要求、交際・復縁要求、連続電話、乱暴な言動、GPS機器の取付けなど
の規制対象行為を繰り返す行為をいい、処罰の対象となります。
警察では、被害者からの申出により、相手方に対してこれら規制対象行為を止めるよう

ＤＶは犯罪！！

夫婦間であっても、身体的暴力（殴る、蹴る等）は、暴行、傷害に当たり、処罰の対象となります。
被害者の裁判所への申立てにより、裁判官が加害者に対して被害者等への接近を禁止したり、自宅から退去を命令する**「保護命令制度」**もあります。



「女性に対する暴力をなくす運動」
【令和8年11月12日から11月25日】





＜＜警察の相談窓口＞＞

- 警察本部警察相談窓口：「＃9110」又は「026－233－0110」
- 警察本部性犯罪被害ダイヤルサポート110：「026－234－8110」
 「0120－037－555」
- 性犯罪被害相談電話「＃8103」（ハートさん）

相談窓口検索はこちら↑

＜＜警察以外の相談窓口＞＞

- 長野県女性相談センター：026－235－5710
- 長野県男女共同参画センター“あいとぴあ”：0266－22－8822
- DV相談ナビ「＃8008」（はれれば）
- DV相談プラス「0120－279－889」



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク